

通所リハビリテーション ご利用料金 (通所リハビリテーション事業所分)

2023年5月18日現在

☆介護報酬告示額（1回あたり）
 <通常規模（診療所）通所リハビリテーション費>

基本料金	要介護度	単位数	利用者負担金額		
			介護保険1割負担	介護保険2割負担	介護保険3割負担
1時間以上2時間未満の場合	要介護1	369	369円	738円	1107円
	要介護2	398	398円	796円	1194円
	要介護3	429	429円	858円	1287円
	要介護4	458	458円	916円	1374円
	要介護5	491	491円	982円	1473円
加算料金 ※1~3	リハビリテーションマネジメント加算 □ 同意日の属する月から6月以内	—	563円	1126円	1689円
	リハビリテーションマネジメント加算 □ 同意日の属する月から6月超	—	273円	546円	819円
	リハビリテーションマネジメント加算 △ 同意日の属する月から6月以内	—	793円	1586円	2379円
	リハビリテーションマネジメント加算 △ 同意日の属する月から6月超	—	473円	946円	1419円
	医師が利用者様に計画を説明	—	270円	540円	810円
	科学的介護推進体制加算	—	40円	80円	120円
	栄養アセスメント加算	—	50円	100円	150円
	理学療法士等体制強化加算	—	30円	60円	90円
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	—	110円	220円	330円	
退院時共同指導加算	—	600円	1200円	1800円	

※1	<p>【リハビリテーションマネジメント加算とは】 質の高いリハビリテーションを実現することを目的に以下の内容が必要となっています。</p> <p>【算定要件】</p> <p>①定期的な会議（多職種含めて話し合う）を実施すること。 ⇒ ご本人様・ご家族様、関係多職種共同のもと会議を開催する決まりです。 実施月に関しては、6月以内は毎月、6月以降は3月に1回です。</p> <p>②リハビリテーション計画を立案すること。 ⇒ 上記会議の内容を踏まえリハビリテーション計画を立案し、ご本人様・ご家族様への説明と同意が必要となっています。 また、初めの1月以内に自宅での状況を把握するために居宅訪問を行う場合があるためご協力お願い致します。</p>
※2	<p>【短期集中個別リハビリテーション加算】 入所または退院、退所もない方に対し、早急かつ集中的な介入の促進を目的として、ADL(日常生活動作)の維持や向上のためのリハビリテーション実施により加算されるものです。</p>

※3	【加算の算定日数と期間】 ・リハビリテーションマネジメント加算は、1回/月の算定となります。 ・短期集中個別リハビリテーション実施加算は、1回/日の算定となります。なお、退院、退所日から起算して3月以内のみです。
※4	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置

☆その他の費用

注1)お休みする日の前日5時までにご連絡ください。

注2)当日入院となる体調急変は無料とします。

注3)おむつ、尿取りパッド等常用されている方はご持参ください。突発的に必要とされた方は無料と致します。

いきいきリハビリクリニック
 いきいき通所リハビリテーションセンター

介護予防通所リハビリテーション ご利用料金

2024年6月1日現在

☆介護報酬告示額（1ヵ月あたり）

<通常規模(診療所)通所リハビリテーション費>

		要支援度	単位数	利用者負担金額		
				介護保険1割負担	介護保険2割負担	介護保険3割負担
基本 料金 ※1.2	病院・診療所の場合(1ヵ月につき)	要支援1	2,268	2268円	4536円	6804円
		要支援2	4,228	4228円	8456円	12684円
※3	栄養アセスメント加算	—	50	50円	100円	150円
※4	科学的介護推進体制加算	—	40	40円	80円	120円
※5	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	—	5.3%/月	※5	※5	※5

※1	<p>【リハビリテーションを実施するにあたり】 質の高いリハビリテーションを実現することを目的に以下の内容が必要となっています。</p> <p>【算定要件】 ・リハビリテーション計画を立案すること。 ⇒ リハビリテーション計画を立案し、ご本人様・ご家族様への説明と同意が必要となっています。 また、初めの1月以内にご自宅での状況を把握するために居宅訪問を行う場合があるため ご協力お願い致します。</p>
※2	<p>【長期間の通所リハビリご利用について】 ・利用開始日の属する月から12月を超える長期利用の場合、3ヶ月に1回以上、リハビリテーション会議を実施致し、LIFEへ提出及びフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進する要件を満たした場合は“減算なし”となります。 ・要件を満たさない場合は、以下のように減算されます。 ⇒要支援1の方は120単位/月 要支援2の方は240単位/月</p>
※3	<p>【栄養アセスメント加算】 栄養改善が必要な利用者の状態を把握して、適切なサービスに繋げる加算です。 他サービスにて栄養アセスメント加算を既に算定しているご利用者様は併用できません。</p>
※4	<p>【科学的介護推進体制加算】 科学的介護情報システム(LIFE)を通し、少なくとも「3ヵ月に1回」厚生労働省に対し情報提供を行います。科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの提供を目的とし、これを要件とし算定されます。</p>
※5	<p>【介護職員処遇改善加算(Ⅳ)】 本体の料金に※1～※4の実施した加算に対して5.3%をかけた料金です。</p>

☆その他の費用

注1)お休みする日の前日5時までにご連絡いただければ、キャンセル料は発生しません。

注2)当日入院となる体調急変は無料とします。

注3)おむつ、尿取りパッド等常用されている方はご持参ください。突発的に必要とされた方は無料と致します。

いきいきリハビリクリニック
いきいき通所リハビリテーションセンター